

京都市会計管理者訓令第1号

会計室

区会計管理者

会計管理者事務の専決等に関する規程の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

京都市会計管理者 中谷 繁雄

別表会計室長の項専決事項の欄中「(4) 1件20,000,000円以下の収納事務の委託の合議に関すること。」を削り、第5号及び第6号を1号ずつ繰り上げ、同表会計室次長及び担当課長の項専決事項の欄中「(3) 1件5,000,000円以下の収納事務の委託の合議に関すること。」を削り、第4号を第3号とし、第5号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(会計室)